

令和6年8月 27 日

アゼルバイジャンにおける火傷病の発生情報に伴う対応について

1. 経緯及び現状

- (1) 火傷病菌 (*Erwinia amylovora*) は、植物防疫法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。)別表2の 16 項に規定される検疫有害植物であり、発生国からの宿主植物の輸入が禁止されています。
- (2) そのような中、令和6年6月に、同項の対象地域とされていないアゼルバイジャンにおいて、火傷病が発生しているとの情報が得られました。
- (3) 現在、アゼルバイジャンは火傷病菌の対象地域として規則別表2の 16 項で規定されていない状況です。

2. 対応

こうした状況を踏まえ、WTO/SPS 緊急通報を発出し、アゼルバイジャンに対し、通報日以降、規則別表2の 16 項に掲げる火傷病菌の宿主植物の輸入を停止する旨通知します。

3. 会員への情報提供のお願い

アゼルバイジャンが火傷病菌の発生国であることが新たに判明しました。このため、アゼルバイジャンに対して、規則別表2の 16 項に掲げる火傷病菌の宿主植物(別紙参照)について、検査証明書の発給停止を要請します。

本措置は WTO/SPS 緊急通報の通報日に発効し、通報日以降、アゼルバイジャン産の火傷病菌の宿主植物については、検査証明書が添付されたものが輸入された場合であっても廃棄処分となります。

特に、アゼルバイジャンからのリンゴ、ナシ等の花粉の輸入を検討されている場合は、同国からの輸入が停止となることについて、ご理解のほどお願いします。

植物防疫法施行規則別表2の16項

| 地域 | 植物 | 備考(対象とする検疫有害動植物) |
|---|---|---------------------------------|
| 十六 大韓民国、中華人民共和国、イスラエル、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アイルランド、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、グアテマラ、バミューダ諸島、メキシコ、ニュージーランド | かりん、しじみばな、せいようかりん、びわ、まるめろ、ロサ・カニナ、アロニア属植物、かなめもち属植物、クラタエゴメスピルス属植物、ざいふりぼく属植物、さんざし属植物、しやりんとう属植物、しやりんばい属植物、ストランウァエシア属植物、てんのうめ属植物、ディコトマンサス属植物、ときわさんざし属植物、ドキニア属植物、なし属植物、ななかまど属植物、ヘテロメレス属植物、ペラフィラム属植物、ぼけ属植物及びりんご属植物(付表第二十四、第二十五及び第三十一に掲げるものを除く。)の生植物(種子を除き、生果実、花及び花粉を含む。) | <i>Erwinia amylovora</i> (火傷病菌) |

参考: 植物防疫所ホームページ (https://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/shorei/shorei_12_html_12.html)